

監査事務局指名業者選定等委員会要綱実施要領

(平成16年1月20日付け15川監第459号)

(趣旨)

第1条 この要領は、監査事務局指名業者選定等委員会要綱(以下「要綱」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(システムの選定に係る審議事項)

第2条 要綱第2条第2号に定める事項の具体的内容は、次のとおりとする。

- (1) 業者からの提案書等の分析評価に関すること。
- (2) 入札仕様の公平性及び透明性の審査に関すること。
- (3) その他選定等に関し必要な事項に関すること。

(指名業者等の選定)

第3条 委員会は、指名業者等の選定をしようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状態
- (2) 過去の本市における契約履行に係る成績の良否
- (3) 契約履行に必要な人員、資材等の保有状況
- (4) その他必要な事項

2 前項の規定による選定対象業者数は3社以上とする。ただし、締結しようとする契約の内容等により特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

(指名業者選定等依頼書の提出)

第4条 事業担当課長は、契約方法の認定及び指名業者等の選定を必要とするときは、あらかじめ指名業者選定等依頼書(第1号様式)に関係書類を添えて、委員長あて提出しなければならない。

(結果の通知)

第5条 委員長は、会議終了後、その結果を事業担当課長あて指名業者選定等結果通知書(第2号様式)により通知しなければならない。

(議事録)

第6条 委員会は、会議の都度、指名業者選定等委員会議事録(第3号様式)を作成するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年2月1日から施行する。

(監査事務局指名業者選定等委員会要領の廃止)

2 監査事務局指名業者選定等委員会要領(平成12年6月1日事務局長専決12川監第124号)は廃止する。

第 1 号様式

押印欄

指 名 業 者 選 定 等 依 頼 書			
所 管 課 名			
依 頼 日	年 月 日	依頼番号	第 号
業 務 名			
履行期間（期限）	年 月 日から 年 月 日		
会 計 年 度	年度		
予 算 科 目	款： 項： 目： 節： 小事業：		
予 算 金 額	円		
契 約 方 法	☐ 指名競争入札 ☐ 随意契約（令第 167 条の 2 第 1 項第 号）		
業 務 内 容 又 は 用 途 等			
推 薦 業 者 又 は 推 薦 機 種 等	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
推 薦 理 由			

		押印欄	
指名業者選定等結果通知書			
		第 号 年 月 日	
様			
監査事務局指名業者選定等委員会 委員長			
年 月 日付け 川監第 号により依頼のあった指名業者の選定 については、次のとおり決定したので、通知します。			
件名			
選定業者又は 選定機種等			
事項			

第 3 号様式

押 印 欄

指名業者選定等委員会議事録				
開 催 日	年 月 日			
出 席 者				
議 題				
議 事 の 内 容				
職 名	氏 名	承認する	承認しない	備 考